

山口県農薬管理指導士認定事業実施要綱

制定 平成 2年 1月
改正 平成15年11月
改正 平成19年12月
農林水産部

(目的)

第1条 この要綱は、農薬販売及び防除等に携わる者（以下「農薬取扱者」という。）に対して専門的な知識を修得させ、農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、農薬の取扱等について指導的な役割を果たす「農薬管理指導士」として認定することにより、農薬安全使用指導の効率的な推進を図ることを目的とする。

(農薬管理指導士の役割)

第2条 農薬管理指導士は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等関係法令を遵守し、農薬の取り扱いに関して自ら範を示すとともに、農薬取扱者及び農薬使用者に対して、次に掲げる事項の徹底を図るため適切な指導、助言をするものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用。
- (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危害及び環境汚染の防止。
- (3) 農薬取締法第12条の2の規定に基づき指定された農薬の使用規制。
- (4) 農薬の適正な保管・管理。
- (5) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取り扱い及び安全使用。
- (6) 県が定めた農作物病虫害・雑草防除指導基準に基づく病虫害雑草の防除。
- (7) その他農薬の安全使用上必要な事項。

(資格等)

第3条 農薬管理指導士の受験資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満20歳以上の農薬販売者又はその従業員で現に農薬の販売に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上あり、原則として毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有している者。
- (2) 満20歳以上で現に防除に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上ある者。

(農薬管理指導士認定委員会の設置)

第4条 知事は、県の関係職員等で構成する山口県農薬管理指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 認定委員会の組織及び運営については、山口県農薬管理指導士認定委員会設置要領（「設置要領」という。）により定めるものとする。

(農薬管理指導士養成研修等)

第5条 知事は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱者に対して、第2条に掲げる事項について、適切な指導、助言をするために必要な農薬管理指導士養成研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとする。

2 農薬管理指導士の認定期間が満了する農薬取扱者で認定期間を更新しようとする者に対して農薬管理指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を実施するものとする。

3 認定期間が満了する年度に更新研修を受講できない者については、認定期間満了後、2年以内までは更新研修を受講することができるものとする。

(農薬管理指導士認定試験の実施)

第6条 知事は、第5条の1項による養成研修の修了者に対して、研修内容の修得の度合いを判定するための農薬管理指導士認定試験（以下「認定試験」という。）を実施するものとする。

(認定試験の免除)

第7条 知事は、県外で農薬管理指導士等の認定を受けた者、全国農業協同組合連合会及び全国農薬商業協同組合が行った養成研修と同種の研修及び試験により防除員指導員並びに農薬安全使用コンサルタントの資格を有する者については、養成研修及び認定試験を免除することができるものとする。

2 前項の免除を受けようとする者は、別に定める様式により、農薬管理指導士認定申請と併せて知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の申請者に対して更新研修と同程度の研修を実施するものとする。

(農薬管理指導士の認定及び更新)

第8条 知事は、第6条及び前条の規定による認定委員会の審査に合格した者に対して、別に定める認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 農薬管理指導士の認定期間は3年間とする。

3 認定期間が満了する者が、第5条の2項又は3項の更新研修を受講した場合は、認定委員会の審査を経て更新するものとする。

(認定の取り消し)

第9条 知事は、農薬管理指導士が農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合において認定委員会の意見を聴して認定を取り消すことができるものとする。

(農薬管理指導士に対する援助)

第10条 知事は、農薬管理指導士に対して、第2条の円滑な遂行を図るため農薬の安全使用等に関する情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

第 11 条 この要綱で定めるもののほか、農薬管理指導士認定事業に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は平成 19 年 12 月 10 日から適用する。